

社会福祉法人祥寿園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人祥寿園（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。ただし、施設長を兼務する役員については、社会福祉法人祥寿園就業規則(特別嘱託就業規則、嘱託就業規則を含む)による給与等の定めにより支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第19条の規定に準ずる額
- (5) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、祥寿園旅費規程の管理職に関する規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、祥寿園旅費規程の管理職に関する規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給程第13条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後4か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
ただし、理事長については、別表4に定める月額報酬を前項第1号の規定に準じて支払う。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

- 第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年7月1日より施行する。

別表 1 (常勤役職員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 700,000円
常務理事	月額 600,000円
理事	月額 500,000円

別表 2 (常勤役職員等の賞与)

役職名	支給月数
理事長	祥寿園職員に準ずる月数
常務理事	
理事	

別表 3 (常勤役職員等の退職金算定式)

役職名	報酬の額
理事長	祥寿園職員に準じた計算式により算出した額を支給する。
常務理事	
理事	

別表 4 (非常勤役職員等の報酬)

(1) 評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額 10,000円

(注) 評議員会への出席については、旅費は支給しない。

(2) 理事

	役職名	報酬の額
定額	理事長	月額 300,000円
	常務理事及び理事	なし
日額	理事会等会議への出席	日額 10,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための活動	日額 10,000円

(注) 1 理事会等会議への出席については、旅費を支給しない。ただし、それ以外の業務で旅行した場合には、別途、旅費を支給する。

(注) 2 定額の報酬の支給を受けている理事にも、理事会に出席した場合には日額報酬を支給する。

(3) 監事

	報酬の額
監事監査、理事会等への出席	日額 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための活動	日額 10,000円

(注) 監事監査、理事会等への出席については、旅費を支給しない。ただし、それ以外の業務で旅行した場合には、別途、旅費を支給する。